

「電動裁断機賃貸借」の入札について

電動裁断機導入賃貸借について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和8年7月8日

久留米市長 原口 新五

1 入札に付する事項

- (1) 業務名  
電動裁断機賃貸借
- (2) 履行場所  
久留米市役所本庁舎6階
- (3) 業務内容  
別紙「電動裁断機賃貸借仕様書」のとおり
- (4) 賃貸借期間  
令和8年10月1日から令和13年9月30日まで
- (5) 入札書比較価格  
20,000円（税抜・月額）

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、競争入札参加資格審査の申請締切日において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
  - ① 久留米市内 県税、市税
  - ② ①を除く福岡県内 県税
- (5) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 市内に本店または営業所等を有していること。
- (9) 入札参加資格確認申請書（様式第2号）を提出しようとする日の前日において久留米市競争入札参加資格（物品）を有し、登録業種にOA機器が含まれていること。
- (10) 過去5年間に、国（公団等を含む。）及び地方公共団体（以下「官公署」という。）との間に電動裁断機導入及び保守の契約実績があること。